

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三村 申吾

青森県規則第二十五号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「もの」の下に「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の認定中小企業者」を加える。

第二条の表経営等改善資金の項中「及び定速装置」を、「定速装置及び発光ダイオード式集魚灯」に、「中核的漁業者協業体」を「経営改善取組漁業者団体」に改め、「本項」を「この項」に改め、「限る。以下同じ。」「」の下に「並びに農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた農商工等連携促進法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この項において「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」を、「及び協業体」の下に「並びに認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」を加え、「百二十万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき千三百万円とし」に、

七年以内（据置期間一年以内を含む。）

七年以内（据置期間一年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する農商工等連携事業計

	<p>七年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>
--	---------------------------

を

画に従つて実施される農商工等連携促進法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を実施するのに必要な資金（以下「農商工等連携事業実施資金」という。）として貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第四条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含み、当該認定を受けた者又は当該法人が同法第二条第三項に規定する農業協同組合等である場合にあつては、その直接又は間接の構成員を含む。）が当該認定に係る同法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画に従つて同法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要な資金（以下「農林漁業有機物資源生産措置実施資金」という。）として貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）とする。

に改め

、「二年以内を含む。）」の下に「。ただし、農商工等連携事業実施資金として貸し付ける場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。）」、農林漁業有機物資源生産措置実施資金として貸し付ける場合にあつては五年以内（据置期間二年以内を含む。）」とする。」を加え、

十年以内（据置期間三年以内を含む。）	十年以内（据置期間二年以内を含む。）
--------------------	--------------------

を

十年以内（据置期間三年以内を含む。）。ただし、農商工等連携事業実施資金として貸し付ける場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）」、農林漁業有機物資源生産措置実施資金として貸し付ける場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）」とする。
---

に改め

、同表青年漁業者等養成確保資金の項の第三号中「中核的漁業者協業体」を「経営改善取組漁業者団体」に改め、「含む。）」の下に「。ただし、農林漁業有機物資源生産措置実施資金として貸し付ける場合にあつては、十二年以内（据置期間三年以内を含む。）」とする。」を加える。

第六条第一項中「第八条」の下に「（農商工等連携促進法第十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第一号様式中

10	年	田	10	年	田
11	年	田	11	年	田
12	年	田	12	年	田

を

10年田	11年田	12年田
10年田	10年田	10年田

に改める

「 第 二 号 様 式 中 第 10 回 年 月 日 を

第 10 回	年 月 日		
第 11 回	年 月 日		
第 12 回	年 月 日		

に改める。」

第 三 号 様 式 の 表 ( 中 「 第 10 回 年 月 日 」 を

「 第 10 回 年 月 日 日 ( 第 11 回 年 月 日 日 に改め、同様式の裏の沿岸漁業改善資金借用証 第 12 回 年 月 日 」

書 特 約 条 項 第 一 条 中 「 の ー 」 を 「 の い ず れ か 」 に 改 め、 第 四 号 を 第 九 号 と し、 第 三 号 を 第 八 号 と し、 第 二 号 の 次 に 次 の 五 号 を 加 え る。

乙 につ き 仮 差 押 え 差 押 え 若 し く は 競 売 の 申 立 て が あ つ た と き 又 は 破 産 手 続 開 始 民 事 再 生 手 続 開 始 会 社 整 理 開 始 若 し く は 会 社 更 生 手 続 開 始 の 申 立 て が あ つ た と き

乙 が 支 払 を 停 止 し 若 し く は 手 形 交 換 所 よ り 取 引 停 止 処 分 を 受 け た と き 又 は 清 算 に 入 つ た と き

乙 が 租 税 公 課 を 滞 納 し て 督 促 又 は 保 全 差 押 え を 受 け た と き

乙 が 甲 に 数 個 の 債 務 を 負 う 場 合 に お い て そ の 一 つ で も 期 限 に 弁 済 し な かつ た と き

こ の 借 入 金 に よ り 改 良 又 は 取 得 さ れ た 機 器 等 が 貸 付 け の 目 的 に 反 し て 使 用 さ れ 譲 渡 さ れ 交 換 さ れ 貸 し 付 け ら れ 若 し く は 担 保 に 供 さ れ 又 は 公 用 収 用 さ れ た と き

第 六 号 様 式 又 び 第 十 号 様 式 中 「 第 10 回 年 月 日 」 を

「第10回	并	甲	甲
第11回	并	甲	甲に改める。
第12回	并	甲	甲」
附則			

この規則は、公布の日から施行する。